

モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針 新旧対照表

(下線部が改正部分)

改正後	改正前
<p>モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針 平成29年 1 月10日策定 (<u>令和元年 5 月22日</u>最終改正) 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイド ライン 1 ~ 5 [略] 6 本ガイドラインの適用等 (1) 平成30年 8 月28日の改正後の本ガイドラインの規定 は、同日より適用する。ただし、4 及び5 の改正箇所 については、<u>令和元年</u> 9 月 1 日から適用する。 (2) ~ (5) [略] スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイド ライン 1 [略] 2 用語の定義 [略] (1) [略] (2) スマートフォン タッチスクリーン (映像面を有する入出力装置であり 、当該映像面に利用者が触れることで入力するものをい う。) を有する移動端末設備であって、<u>電気通信番号規 則 (令和元年総務省令第 4 号) 別表第 4 号に掲げる音声</u></p>	<p>モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針 平成29年 1 月10日策定 (<u>平成30年 8 月28日</u>最終改正) [同左] 1 ~ 5 [同左] 6 [同左] (1) 平成30年 8 月28日の改正後の本ガイドラインの規定 は、同日より適用する。ただし、4 及び5 の改正箇所 については、<u>平成31年</u> 9 月 1 日から適用する。 (2) ~ (5) [同左] [同左] 1 [同左] 2 [同左] [同左] (1) [同左] (2) スマートフォン タッチスクリーン (映像面を有する入出力装置であり 、当該映像面に利用者が触れることで入力するものをい う。) を有する移動端末設備であって、<u>電気通信番号規 則 (平成 9 年郵政省令第82号) 第 9 条第 1 項第 3 号に規</u></p>

伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話及び三・九 - 四世代携帯電話アクセスサービスによるインターネットの利用を可能とする機能を有するものをいう。

(3) [略]

3・4 [略]

5 本ガイドラインの適用等

(1) 3の関連下取り等価格に関する規定（脚注6及び脚注7を含む。）は、平成29年6月1日以降の発売に係るスマートフォンについて適用する。

(2)～(6) [略]

定する電気通信番号を用いた音声伝送役務による通話及び三・九 - 四世代携帯電話アクセスサービスによるインターネットの利用を可能とする機能を有するものをいう。

(3) [同左]

3・4 [同左]

5 [同左]

(1) 平成30年8月28日の改正後の本ガイドラインは、同日から適用する。 3の関連下取り等価格に関する規定（脚注6及び脚注7を含む。）は、平成29年6月1日以降の発売に係るスマートフォンについて適用する。

(2)～(6) [同左]